

本会が指定するG I 競走における特別出走奨励金交付基準

平成 30 年 1 月 1 日設定

(目的)

第 1 条 この基準は、本会が指定する G I 競走における、安定的な出走頭数の確保および競走内容の充実を図るため、同競走に出走した馬の馬主（共有馬にあっては共有代表馬主。以下同じ。）に対して、特別出走奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準における特別出走奨励金とは、次条で定める交付対象競走を競馬番組一般事項Ⅷの 6 の(3)の競走と指定し、同Ⅷの 6 の(1)に加えて別に交付する出走奨励金をいう。

(交付対象競走)

第 3 条 特別出走奨励金の交付対象となる競走は、別表左欄に定める競走とする。

(交付対象者)

第 4 条 次に掲げる要件の全てに該当した馬が交付対象競走に出走し第 10 着以内の着順を得なかったとき、当該馬の馬主に対し、次条で定める特別出走奨励金を交付する。

- (1) 交付対象競走に出走したときに、本会の競走馬登録（日本中央競馬会競馬施行規程（平成 19 年日本中央競馬会理事長達第 28 号）第 28 条および第 29 条によるものを除く。）を受けている馬
- (2) 該当する競走条件がオープン競走の馬

(特別出走奨励金の額)

第 5 条 特別出走奨励金の額は、別表右欄に定める額とする。

(不交付要件)

第 6 条 第 4 条の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には交付しない。

- (1) 失格したときまたは裁決委員が不相当と認めたとき。
- (2) 競走蹄鉄（装着時のでき上り厚さ 9 ミリ以下、最大部分の幅 22 ミリ以下、重さ 125 グラム以下のもの）を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員が肢蹄保護のためやむを得ないと認めたときはこの限りでない。
- (3) 馬主が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたとき。

別表

交付対象競走	特別出走奨励金の額
大阪杯，天皇賞（春），宝塚記念，天皇賞（秋），ジャパンカップ，有馬記念	200 万円
フェブラリーステークス，高松宮記念，ヴィクトリアマイル， 農林水産省賞典安田記念，スプリンターズステークス，エリザベス女王杯， マイルチャンピオンシップ，チャンピオンズカップ	150 万円

附 則

この基準は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。